

エコアクション 21 認証・登録証取得支援事業補助金について

1 補助金制度の目的

エコアクション 21(以下 EA21 という。)認証・登録制度は、2004 年に環境省が策定し、18 年が経過し、全国で約 7500 社、兵庫県内で約 500 社が登録されています。

事業者の EA21 環境マネジメントシステムの活用は、環境性と経済性の向上を目指す環境経営につながります。この度、より一層の EA21 の普及を図るため、補助金制度を設けて兵庫県の中小事業者を支援いたします。

2 補助対象者（次の①～③の要件をすべて満たす事業者）

- ①兵庫県内に本社を有し、事業活動を行っている、中小企業基本法第 2 条第 1 項で定める中小企業者
- ②令和 5 年 4 月 1 日以後、新規に EA21 の認証・登録証を取得する事業者（認証・登録証の更新、再取得は対象外。）
- ③「エコアクション 21 地域事務局ひょうご」に登録審査申込を行う事業者

【中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める中小企業者の分類】

業種	従業員規模・資本金総額
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	300 人以下、または 3 億円以下
卸売業	100 人以下、または 1 億円以下
サービス業	100 人以下、または 5000 万円以下
小売業	50 人以下、または 5000 万円以下

3 補助対象経費

- (1) EA21 認証・登録料 (2) 審査料 (3) 審査員の交通費及び宿泊料

4 補助額

補助対象経費の 2 分の 1（ただし、千円未満は切捨てで、上限額は 1 社 10 万円）

6 申請受付期間

令和 5 年 4 月 3 日(月)から令和 6 年 3 月 29 日(金)【必着】

ただし、予算額に達した場合、受付を終了します。

7 申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し（市町発行のもの））
- (3) EA21 認証・登録証の写し
- (4) 補助対象経費の支払いを確認できる書類

8 申請書類（電子データ）の提出先および問合せ先

公益財団法人ひょうご環境創造協会 環境創造部 EA21 地域事務局ひょうご
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3 丁目 1-18
TEL: 078-735-2780 FAX: 078-735-7222
E-mail: ea21hyogo@eco-hyogo.jp